令和８年度第７回長洲町農業委員会定例会会議録

1．招集年月日　　令和８年 10 月９日（金）

2．招集の場所　　長洲町役場　３階　中会議室

3．開会　　令和８年 10 月９日　午前 10 時 00 分

4．出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋　英徳	２番	石井　　裕	３番	上野　美登
４番	菊本　耕二	５番	吉田　一明	６番	池上　一也
７番	宮本　静子	８番	坂本　敦子	９番	坂井　隆浩
10 番	上田　正三				

5．出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本　親康	福田　政司	池上　春男
六栄区域	平木　誠志	木原　大介	藤井　豊
長洲・清里区域	土山　道直	濱﨑　伸二	

6．欠席農業委員は次のとおりである。

０名

7．欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

０名

8．議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

０名

9．本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	長谷川　元
農業委員会事務局	局長補佐	鈴木　康博
農業委員会事務局	書記	浦田　慶広

10．提出議案

・報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について

・議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

・議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

・議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

（長谷川事務局長）

起立・・・礼、おはようございます・・着席。

それでは､ただ今から令和 8 年度第 7 回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

（中嶋会長）

改めまして、こんにちは。3 年前の 11 月から農業委員、それと推進委員という事で 3 年間経ちました。今回限りで辞められる方も 5 名変わられるかと思いますが、また 11 月になりますと新しいメンバーが入ってくるというかたちになります。今度 11 月 2 日かな、委嘱状交付等があります。11 月 10 日からが本格的な総会になりますので、後から事務局からも連絡があると思いますが、11 月 10 日に新旧メンバーでの歓送迎会も予定されておりますし、忘年会も兼ねておりますので、ご出席もよろしくお願いいたします。

かなり秋かなあという感じで朝晩の温度差が激しいという事で寝とったら寒かねえというかんじでした。この前まで暑かねえ、暑かねえて言いよったつが急に寒くなりました。

また、稲刈りも始まると思いますが、今年の米はとても安いようですし、なかなか難しいようです。農協の金額を聞くと刈るのも積極的にしたくなくなりますが、作ったからには所得になるようにしなければと思います。

それでは始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（長谷川事務局長）

ありがとうございました。本日の欠席委員のご報告をいたします。本日の欠席委員はいらっしゃいません。3 番　上野委員が少し遅れて来られるという事です。

本日の出席委員は 10 名中 10 名ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

（中嶋会長）

それでは、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、

報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について

議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 5 番 吉田委員　6 番 池上委員にお願いいたします。

（中嶋会長）

議事に入ります。1 ページです。「報告第 10 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

報告第 10 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 16 番から 18 番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第 10 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

ありません。の声あり

（中嶋会長）

なければ報告第 10 号を終わります。

（中嶋会長）

議事に入ります。2 ページから 7 ページです。「議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の 4 ページ、5 ページ、受付番号 9 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 4 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 8,948 ㎡でありまして、約 7 年の農作業の経験があり、配偶者とともににんにく栽培を計画しており、今後も全ての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、軽トラック 1 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から徒歩で約 1 分とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺に迷惑をかけないように作業を行い、農薬使用については、地域の防除基準に従い、農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加及び地域での取り決めについては遵守協力するとのことです。以上、受付番号 9 番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の

2 番石井委員お願いいたします。

（石井委員）

2 番 石井委員です。ここは、成仁病院のすぐ下になります。所有者の娘さんがこの土地は譲受人の家のすぐ隣だからという事で、草刈り作業とか管理を頼まれていたので、もう譲りたいと言われてもらわれたという事です。所有者さんは何もされてないので野菜でも作ってもらえると助かるという事みたいです。何も問題ないかと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

続きまして、推進委員の藤井推進委員にご意見をお願いします。

（藤井推進委員）

推進委員の藤井です。今、石井委員が言われた通り、私も現地を見に行ったんですけれども譲受人さんの家のすぐ真下になるので、いままでは除草とかされて荒れた状態ではなかったみたいです。これまで通り譲受人さんが管理されるみたいですので、何も問題ないかと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 22 号 受付番号 9 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 22 号 受付番号 9 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

それでは、次に進みます。議案書 6 ページから 7 ページです。受付番号 10 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案書の 6 ページ、7 ページ、受付番号 10 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページ、6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 176,747 ㎡、農作業歴約 30 年の経験があられ、家族 4 人で作業を行っており、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター7 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、軽ト

ラック 3 台を所有しておられます。通作距離につきましては、自宅から車で約 5 分とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬使用については、地域の防除基準に従い、農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加及び地域での取り決めに遵守協力するとのことです。以上、受付番号 10 番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 坂本委員お願いいたします。

（坂本委員）

8 番 坂本です。現地を見に行ったんですけれども、譲受人が米を作っておられまして、2 筆を 1 筆にして耕作されてるとのことです。線路と宮﨑川の間にあって、周りも田んぼですし西側にハウスがあり、何も問題ないかと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

続きまして、補足説明を推進委員の藤井推進委員にご意見を伺います。

（藤井推進委員）

推進委員の藤井です。坂本委員より報告がありました水田ですが、線路からちょっと右側で、写真で見ると水路の横にあって、譲受人がずっと以前から耕作されてる状況ですし、2 筆あった状況ですが 1 筆に管理されてる、譲受人は長洲町で大きく農業をされておりますし、何も問題ないかと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 22 号 受付番号 10 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 10 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

（中嶋会長）

議事に入ります。8 ページから 13 ページです。議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたし

ます。

議案書の 10 ページから 11 ページ、受付番号 6 番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地は、金魚と鯉の郷広場、金魚の館の北東側水路の向かい側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページから 9 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては既存施設の敷地拡張のための使用貸借権の設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域（工業地域）である第 3 種農地であり原則許可となっております。資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了しているため、申請人の方からは顛末書を提出していただいております。計画面積の妥当性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、面積が過大であるというふうには認められないため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、事業完了済みでございまして、周囲を既存施設に囲まれているため支障はないとのことです。また、万が一、発生した場合については申請者において責任を持って対応するとのことです。その他、給水、生活雑排水及び汚水等はありません。雨水は北側水路に放流するとのことです。以上、受付番号 6 番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 上野委員にお願いいたします。

（上野委員）

3 番 上野です。ここは、すでに田畑とかそういうものではなくてコンクリートが引かれてまして他の所に何も影響ありませんが、近辺のなんとか工業所には農地が隣接してて、事務所にいる方が畑仕事するのに使ってるっていう感じでした。ここは、コンクリートが引かれてまして何も問題ないと思われます。農転するのに面積とか関係あるんでしょうか。

（事務局）

基本的には農地を転用する時には許可が必要なんですけれども、許可を受けた所も地目変更されてないところもありましたので、今回変更の手続きも行われてます。

（上野委員）

こちらの状況に関しましては、顛末書も提出いただいているとのことでで、何ら問題ないかと思われますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

（福本推進委員）

推進委員の福本です。ここは今説明がありました通りすでに完成しておりました。何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 23　号 受付番号 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 23 号 受付番号 6 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

（中嶋会長）

それでは、次に進みます。12 ページから 13 ページです。受付番号 7 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案書の 12 ページから 13 ページ、受付番号 7 番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲町役場の北東側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 11 ページから 12 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場のための売買による所有権移転というふうになっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域（第 1 種住居地域）ということで第 3 種農地であり原則許可となっております。

資力につきましては、残高証明書が事業費を超過しており適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和 9 年 10 月 31 日完成予定ということで適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、面積が過大であるとは認められないため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周辺は宅地に囲まれており、農地への影響はほとんどないと思われますが、工事中は安全管理を徹底し、騒音・振動の対策の他、周辺農地及び道路等に土砂の流出、堆積及び崩壊が生じないよう、適切に施工管理を行い、隣接地に損害等が生じないよう留意し、損害等が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処しますとのことです。その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は南側道路側溝に放流するとのことです。以上、受付番号 7 番の説明を終わります。

（中嶋会長）
ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の７番 宮本委員お願いいたします。
（宮本委員）
７番 宮本です。場所はトクナガの信号から平原の方に行って3件目の左側の場所になります。両方住宅で境もブロックでしてありましたので、周りに影響はありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。
（中嶋会長）
ありがとうございました。続きまして、推進委員の濱﨑推進委員に意見をお願いいたします。
（濱﨑推進委員）
推進委員の濱﨑です。ここで耕作されている様子はありませんので、問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
（中嶋会長）
ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
（上野委員）
はい。これは、駐車場だけになるんですか？誰かに貸すじゃなくて。
（事務局）
計画は、駐車場のみとなっております。会社の従業員さんの方が複数名の車を停められるという事で、今住んでるところに駐車場がないので、駐車場として使用されるとのことです。
（上野委員）
事務所の近くではないので、近くに借りてるアパートの駐車場として使用されるんですよね。後で、資材置場とか違う用途に使われたりしないですか？
（事務局）
その点につきましては3年間、半年ごとの写真付きの報告義務がありまして、これが駐車場以外に使われましたら、農地法の転用許可の違反転用になりますので、そういった所の抑制になってると思われます。
（中嶋会長）
他に質問等はありませんか。なければ採決をいたします。議案第23号　受付番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。
（賛成者　挙手）
（中嶋会長）
ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 23 号 受付番号 7 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
（中嶋会長）

議事に入ります。14 ページから 17 ページです。「議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案が提出され、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められましたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、15 ページの上段の表が農地中間管理事業に係る今回の分の農用地利用集積等促進計画案の総括表となります。下段の部分については、本年 1 月から 12 月までの累積による表となっております。

16 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案の面積を合わせた分の今後の経営面積となります。詳細につきましては、17 ページ賃借権 18 件 35 筆 36,972.00 ㎡となっております。以上、議案第 24 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 24 号については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者　挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 24 号は異議ないものとして、意見書を送付します。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（福本推進委員）

はい。平原で田んなかば売りたいという人から相談のあったんですよ、それで、平原地区は今　1 反当たりいくらぐらいしよっとかなあと思って・・この前の 8 月の資料で反当り 70 万て書いてあったかなあと思ってこれ間違いじゃなかかと思って・・

（事務局）

あれは　玉名管内における平均の価格になります。あれはあくまでも参考で少しずつ下げてきてます。ただ場所にもよると思います。

（中嶋会長）

他にありませんか。ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

1　　全国農業新聞の継続購読のお願いについて

2　　積立金の清算について
3　　農業委員会の臨時総会について
4　　新旧農業委員と最適化推進委員での歓送迎会について
5　　配布チラシの説明について

（中嶋会長）
それでは　これをもちまして、令和 8 年度第 7 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。
（長谷川事務局長）
起立・・・礼

閉会（終了　午前 10 時 50 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議　　長　　印

署名委員　　印

署名委員　　印